

広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十九条第一項の規定による環境影響評価対象事業の工事着手等の届出があつたので、同条第二項の規定によつて、次のとおり公告する。

平成二十三年七月十九日

広島県知事 湯崎英彦

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の氏名	福山市 福山市長 羽田皓
事業者の住所	広島県福山市東桜町三番五号

二 対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称	(仮称)福山市汚泥再生処理センター整備事業
対象事業の種類	し尿処理施設の設置の事業
対象事業の規模	二〇〇キロリットル（一日当たりの処理能力）

三 対象事業実施区域

広島県福山市箕沖町一〇七番地二

四 条例第二十九条第一項各号のうち、該当することとなつた号並びにその理由及び時期

該当することとなつた号	第一号
該当することとなつた理由	対象事業の実施に着手したため
該当することとなつた時期	平成二十三年七月一日